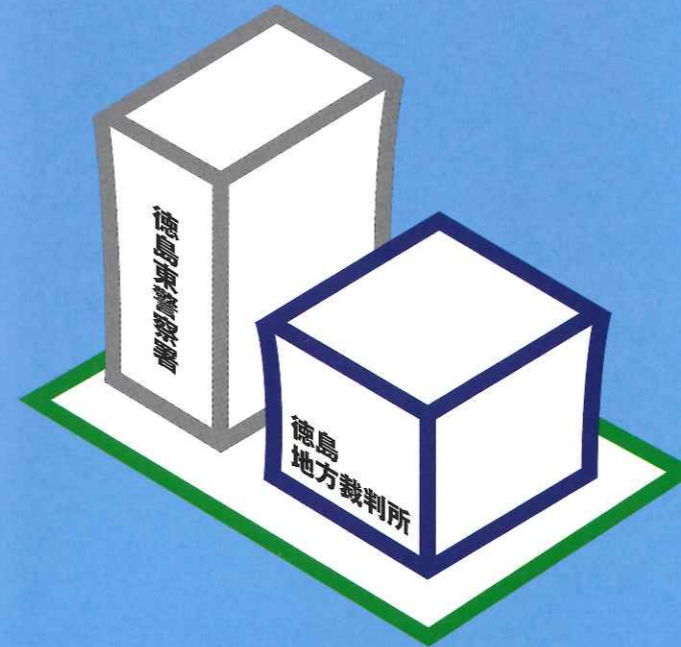


徳島県知事は、平成27年6月16日、徳島県議会で、
徳島東警察署新庁舎を裁判所跡地に移転する
との計画を明らかにし、その後、その計画が推し進められています。
しかし、徳島東警察署の新庁舎を、狭い裁判所跡地に、
裁判所新庁舎に隣接して建設することは、
あたかも裁判所と警察が一体となっているような
外観を作り出し、裁判所の中立性や公正さ、
裁判所の警察からの独立性に疑念を持たれる可能性があり、
司法に対する徳島県民の信頼が
損なわれることになりかねない重大な問題をはらんでいます。



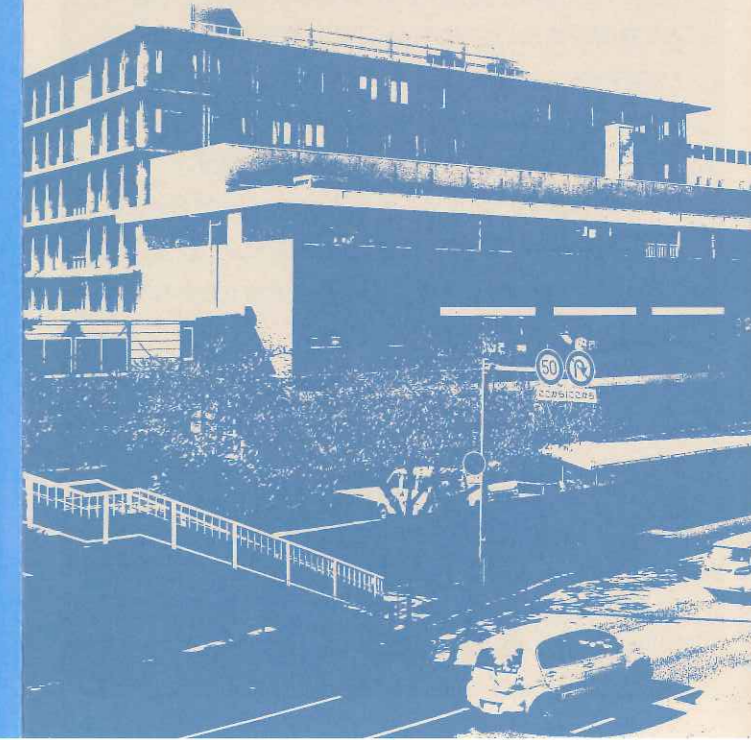
NO
裁判所跡地への
徳島東警察署の移転

徳島弁護士会
〒770-0855
徳島市新蔵町1丁目31番地
Tel:088-652-5768



裁判所と
警察が
一体で
いいの？

徳島弁護士会では、
裁判所跡地に
徳島東警察署の
新庁舎を建設することに
反対しています。



Q 裁判所と警察が 一体だと 何がいけないの？

A 警察は、犯罪などから市民生活の安全を守ってくれる大事な存在です。しかしその目的を達成するために、人の家に立ち入り、拳銃などの武器を使うなどの強大な権限が与えられており、この権限を濫用すれば、市民の人権を侵害することも可能です。

そこで、日本国憲法では、警察の活動は法律によって定められた適正な手続きによって行われるべきとしています(31条)。特に、逮捕・捜索・押収については、原則として裁判官の事前の許可(令状)によることが必要とされ(33条、35条)、また強制、拷問若しくは脅迫による自白や不当に長く身柄拘束された後の自白は、後の裁判で証拠とすることができません(38条2項)。

このように、わが国では、裁判所が警察の行き過ぎを防ぎ、国民の人権を守るという仕組みになっています。

にもかかわらず、監視する立場の裁判所と、監視される立場の警察が一体というのでは、裁判所の中立・公正さや裁判所の警察からの独立性に疑念を持たれかねないのです。



Q 現在の敷地よりも 狭くならないの？

A 平成27年3月作成の「徳島東警察署庁舎整備基本構想」によれば、現在の庁舎が、その敷地は約5000㎡しかなく、建物は警察業務にとって狭すぎ、また、駐車場は95台しかないうえにその位置関係から緊急自動車の出動や1日平均250人の来庁者の利用にとって不便であるなどの問題があるため、こうした諸問題を解決する目的のために新庁舎を建築するとされています。

ところが、裁判所跡地の面積は約4000㎡しかありません。これでは、裁判所跡地への移転は、基本構想を実現するどころか、基本構想に反し、現庁舎よりも更に不便な施設となってしまいます。

周囲の道路も問題です。

裁判所跡地の周囲の道路は四国で最も交通渋滞の激しい道路として有名で、緊急自動車のスムーズな出動や来庁者の安全な出入りに、非常に困難を伴うことが予想されます。



大変混雑する周辺道路



Q 桜並木や 早咲きの桜の古木は どうなるの？

A 裁判所の桜の古木は、徳島市内でも早く咲くものとして、毎年、新聞・ニュース等でも取り上げられ、徳島県民に春の訪れを告げる風物詩となっています。

この古木は、裁判所庁舎の建替工事の時に伐採が検討されましたが、市民の反対運動によって何とか保存されました。

しかし、この古木は、この度の徳島東警察署新庁舎整備計画によって、またもや危機にさらされています。



市民の反対運動で生き残った樹齢60年の桜